

保険給付申請に係る留意事項

【個人番号（マイナンバー）制度に対応した新様式の申請書と添付書類について】

「個人番号（マイナンバー）制度」の導入により健康保険法施行規則が改正されたことに伴い、「個人番号（マイナンバー）制度」に対応した新様式へ変更となりました。新様式の申請書は、これまで「被保険者証の記号及び番号」を記入することとされていた箇所が、法改正により、「被保険者証の記号及び番号又は個人番号（マイナンバー）」とされるため、**被保険者証の記号番号か個人番号（マイナンバー）のどちらかを記載**することとなります。

ただし、被保険者証の記号及び番号の記載でなく、**個人番号（マイナンバー）が記載された場合は、添付書類等（下記参照）が必要**となりますので、予めご注意ください。

●（現行）被保険者証の記号及び番号を記載された場合

個人番号（マイナンバー）の記載は、省略できます。従来どおりの手続き方法で申請が可能です。

●個人番号（マイナンバー）が記載された場合（**本人が直接**、組合に申請書を**提出する場合**）

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（例：通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し等）
身元確認ができる書類（例：運転免許証の写し、パスポートの写し等）

●個人番号（マイナンバー）が記載された場合（**事業主経由**で組合に**提出する場合**）

委任状などの代理権が確認できる書類
代理人の身元確認ができる書類（例：事業主の運転免許証、パスポート等）

個人番号（マイナンバー）が記載された申請書を提出する場合は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）保護のため簡易書留等の配達記録が残る方法での送付が必要となります。

【お問い合わせ先】

給付課給付係（直通） 03-3343-2805